

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

テレワーク等のための設備投資が 中小企業経営強化税制の対象になりました

- これまで、**中小企業経営強化税制**の適用ができる設備は「生産性向上設備」や「収益力強化設備」でしたが、「**テレワーク等のための設備**」も対象に追加されました

<イメージ図>

類型	生産性向上設備	収益力強化設備
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 ◆測定工具及び検査工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア

テレワーク等のための 設備投資が追加

新たな類型（デジタル化設備）

遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備

- ◆機械装置
- ◆工具
- ◆器具備品
- ◆建物附属設備
- ◆ソフトウェア

中小企業経営強化税制とは

- 青色申告書を提出する**中小企業者**などが、**指定期間**内に、**経済産業大臣の認定**を受けた**経営力向上計画**に基づき**取得等**をした一定の規模の設備について、**指定事業**の用に供した場合、**即時償却**又は**設備投資額の7%**(資本金の額が**3,000万円**以下の法人などは**10%**)の**税額控除**をすることができる制度です
- **対象となる設備、経営力向上計画の認定**については、**中小企業庁のホームページ**をご覧ください

(中小企業庁：経営サポート「経営強化法による支援」)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
- 制度の詳細については、**国税庁ホームページ**をご参照ください。
(ホーム > 税の情報・手続・用紙 > 税について調べる > タックスアンサー (よくある税の質問)
> 法人税 > No.5434 中小企業経営強化税制 (中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除)

国税庁

検索

手続の詳細は右のQRコードにアクセス

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5434.htm>

